



示談の成立後に後遺症が判明。 追加請求は一切許されない？

いずみパートナーズ法律事務所 弁護士 上岡 亮

Aさんは、交通事故に遭い、左腕の複雑骨折等により入院しました。事故直後における医師の診断は、全治15週間の見込みだったので、Aさんは、後遺症のことは考えず、Aさんと加害者Bさんとの間では、事故から10日後、Aさんがまだ入院中に、「BさんがAさんに対して100万円を支払う」「今後、Aさんは本件事故による治療費、その他慰謝料等の一切の要求を申し立てない」という旨の示談契約が成立し、Aさんは100万円を受け取りました。

ところが、この事故から1カ月以上経ってから、Aさんの怪我は、予期に反する重傷であることが判明しました。Aさんは、再手術を行い、手術後も左腕に後遺症が残ってしまいました。

Aさんは、後遺症による損害を加害者Bさんに対して請求したところ、Bさんは、「今後、本件事故による治療費、その他慰謝料等の一切の要求を申し立てない」との示談契約が成立していることを理由に、支払を拒否しました。

事故について示談が成立してしまっている以上、Aさんは、加害者Bさんに対し、一切の請求ができなくなってしまうのでしょうか。

◆——解説

交通事故の際、加害者が、被害者に対して、損害賠償として一定額の支払を約束するとともに、被害者が、その一定額の支払を受けることで、それ以上の損害の賠償については、事後、加害者に一切の請求をしないという合意が、加害者と被害者との間（多くは保険会社を通じて）で行われることが一般的です。このような合意のことを「示談」といいます。

示談が成立した場合、加害者、被害者ともに示談の内容に拘束されることになります。したがって、実際の損害が示談した額よりも少なかったといって加害者が示談金の支払を拒んだり、示談後に損害が増加したからといって被害者が追加請求したりする

ことはできないのが原則です。

しかし、交通事故による負傷について、負傷による損害の全貌を適確に把握することが困難な場合があります。Aさんのように、示談成立の後に、予測できなかった後遺症に悩まされることもあります。このような場合、被害者による追加請求が一切許されないとすると、被害者にとっては酷な結果となりかねません。

このような問題につき、最高裁判所は、昭和43年3月15日の判決で、交通事故による全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に、小額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合においては、その当時予想できなかった再手術や後遺症が後日発生した場合には、被害者はその損害賠償を請求できるとして、被害者の請求を認めました。示談によって被害者が放棄した損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解釈すべきであるというのが、その理由です。

したがって、本件におけるAさんの請求についても認められることになるでしょう。

交通事故が発生し、被害者となった場合、加害者（あるいは加害者側の保険会社）から、示談の提案があることが一般的です。その際、大半は、本件のように、今後、本件事故による損害賠償の請求はできない旨の条項がつけられています。

ただ、Aさんのように、事故後、ある程度の時間が経ってから事故による症状が出てくることも珍しいことではありません。Aさんの場合は、示談後の請求が可能となりましたが、例外的な場合であり、原則的には、追加請求はできないことに留意すべきでしょう。

交通事故に遭い、示談すべきか迷ったときは、すっきりとした気持ちで示談するためにも、一度専門家に相談してみるとよいでしょう。